



平成26年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査の種類	2
2 平成26年度の監査の概要	3
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	3
指摘、注意、意見の区分	4
3 平成26年度に公表又は提出した監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査(テーマ監査)	10
(3) 財政的援助団体等監査	13
(4) 決算審査	14
(5) 健全化判断比率等審査	16
(6) 住民監査請求監査	18

資料編

平成26年度に公表又は提出した監査の結果等	19
1 定期監査	19
(1) 実施課所数	19
(2) 監査の結果等	20
ア 平成26年度第1回	20
イ 平成26年度第2回	24
ウ 平成26年度第3回	26
エ 平成26年度第4回	29

2	財政的援助団体等監査	・ ・ ・ ・ ・	3 1
(1)	監査対象団体及び実施団体	・ ・ ・ ・ ・	3 1
3	住民監査請求	・ ・ ・ ・ ・	3 3
(1)	年度別処理状況 (平成 2 2 年度以降分)	・ ・ ・ ・ ・	3 3
(2)	請求事案及び結果 (平成 2 2 年度以降分)	・ ・ ・ ・ ・	3 3

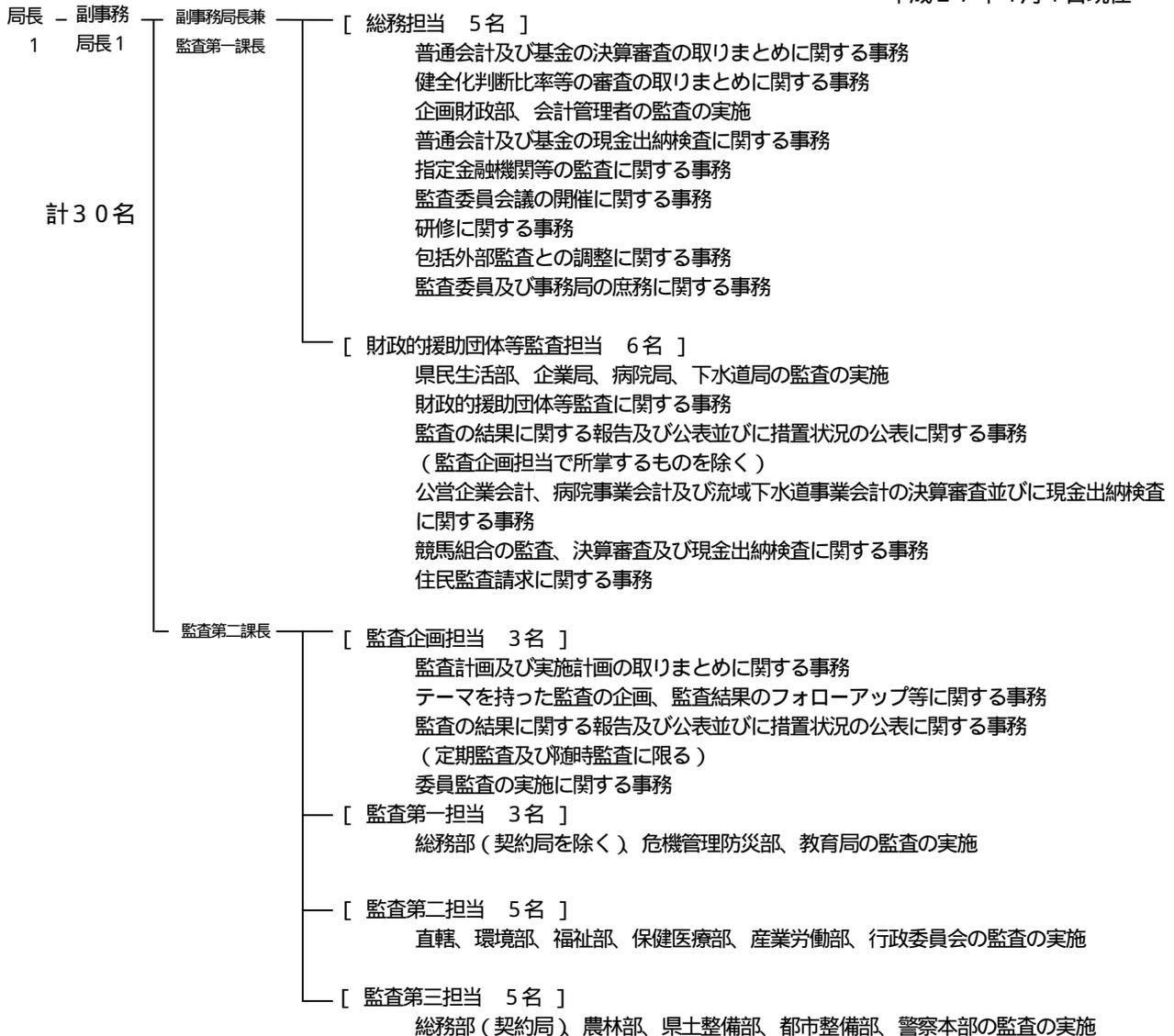
監 査 委 員

平成27年4月1日現在

氏 名	区 分	備 考
寺 山 昌 文	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 勤 出	公 認 会 計 士 H25.7.11～H29.7.10
荒 井 伸 夫	監 査 委 員 非 常 識 見 選 勤 出	公 認 会 計 士 H24.3.27～H28.3.26
鈴 木 弘	監 査 委 員 非 常 識 員 選 勤 出	H26.3.27～H27.4.29
本 木 茂	監 査 委 員 非 常 識 員 選 勤 出	H26.3.27～H27.4.29

監査事務局の組織及び事務分掌

平成27年4月1日現在



1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

2 平成26年度の監査の概要

平成26年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。</p> <p>最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、26年度は、「契約事務の適正化」と「財務処理過程の適正化」を重点監査項目としました。</p>	577課所	指摘 2件 注意 17件 意見 1件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約の活用とその運用について ・外国人来県者のための情報提供について 	16課 8課	意見 1件 意見 1件
財政的援助団体等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している法人、公の施設の管理を委託している団体及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	42団体 52箇所	指摘 なし 注意 1件
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p>	3件	一部却下一部棄却 1件 監査中 2件 平成27年度に引継ぎ
決算審査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 公営企業会計	同上
基金運用状況審査	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	3基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

平成27年3月31日現在の数値である。

指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの</p>
注 意	<p>事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの</p>
意 見	<p>次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの</p> <p>1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの</p> <p>2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの</p>

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成26年度に公表した監査結果の指摘、注意の内容は、次のように区分しています。

[分野別]

- 1 収入
- 2 支出
- 3 調達手続
- 4 契約内容
- 5 財産
- 6 業務運営
- 7 その他

[性質別]

- 管理の不備
- 運用の不備
- 不注意
- 不経済
- 非効率

3 平成26年度に公表又は提出した監査の結果等

(1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成26年度は、次のとおり提出及び公表しました。

併せて、監査の結果に関する報告に添える意見を関係機関に提出しました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
26年度 第1回公表 (提出日 26年 9月22日) (公表日 26年10月 3日)	188機関 (本庁各課)	26年4月21日 ~ 8月 8日	指摘 なし 注意 5 意見 1
26年度 第2回公表 (提出日 26年12月 2日) (公表日 26年12月12日)	62機関 (地域機関)	26年8月18日 ~ 10月31日	指摘 なし 注意 2 意見 なし
26年度 第3回公表 (提出日 27年 2月19日) (公表日 27年 2月27日)	180機関 (地域機関)	26年10月31日 ~ 12月26日	指摘 1 注意 6 意見 なし
26年度 第4回公表 (提出日 27年 6月23日) (公表日 27年 7月 3日)	147機関 (地域機関)	27年1月7日 ~ 2月19日	指摘 1 注意 4 意見 なし

ア 監査結果区分別一覧

平成26年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計	
分野別	収入		1	1
	支出		1	1
	調達手続	1	8	9
	契約内容	1	7	8
	財産			
	業務運営			
	その他			
計	2	17	19	
性質別	管理の不備	2	4	6
	運用の不備		10	10
	不注意		3	3
	不経済			
	非効率			
計	2	17	19	

イ 事例

(ア) 指摘

調達手続（平成27年2月27日公表）

- ・ 交番敷地の賃貸借契約書を作成せずに賃借料を支出していた。（幸手警察署）
【(分野) 調達手続、(性質) 管理の不備】

契約内容（平成27年7月3日公表）

- ・ 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託で、処分業の許可のない収集運搬業者と処分を含めた委託契約を繰返し締結していた。（飯能高等学校）
【(分野) 契約内容、(性質) 管理の不備】

(イ) 注意

契約内容（平成26年10月3日公表）

- ・ 業務の一部の再委託を書面によらず承諾していた。（統計課）
- ・ 業務内容を変更しているが、文書による協議を行わないまま、事務手続を進めていた。（広聴広報課）
- ・ 業務内容の変更を受注者と協議したが、その内容を、変更契約書の特記仕様書に正確に記載されないまま、事務手続を進めていた。（地域整備課）

調達手続（平成26年10月3日公表）

- ・ 産業廃棄物処理の契約書が未作成であった。また、産業廃棄物管理票も未交付であった。（障害者福祉推進課）
- ・ 修繕の契約で、具体的な内容を示さず必要な記載事項が欠落したまま契約を締結していた。（施設課）

契約内容（平成26年12月12日公表）

- ・ 完了確認を完了後10日以内に行うべきところ、10日を超えていた。（地域整備事務所）

調達手続（平成26年12月12日公表）

- ・ 業務用クリーナー、拡声器をそれぞれ10万円以下で2回に分割して発注していた。（和光高等学校）

契約内容（平成27年2月27日公表）

- ・ 避難口誘導灯交換修繕の一部業務の履行を確認する前に支出していた。（加須農林振興センター）
- ・ 業務委託契約で、再委託が書面により承認されていなかった。（吉見浄水場）
- ・ 業務委託契約で、再委託が書面により承認されていなかった。（東松山警察署）

調達手続（平成27年2月27日公表）

- ・ 当初契約額の3割を超える変更のため別途契約としたが、当初請負業者と随意契約を締結した。
(川越農林振興センター)

収入（平成27年2月27日公表）

- ・ 行政財産使用許可を平成26年3月に行いながら、使用料の調定手続きが平成26年11月まで遅れた。
(大宮公園事務所)

支出（平成27年2月27日公表）

- ・ 支払いは請求書が提出され15日以内に行う必要があったが、91日間超過していた。
(自動車税事務所)

調達手続（平成27年7月3日公表）

- ・ 見積合わせにおいて、参考見積もりを正規の見積書として契約を締結していた。
(草加保健所)
- ・ 産業廃棄物収集・運搬及び処理委託で、処分業者から見積書を徴していなかった。
(農林総合研究センター茶業研究所)
- ・ 10万円を超える物品調達を分割発注し、それぞれ1者から購入していた。
デジタルカメラ関連物品（3回に分割）
ノートパソコン関連物品（4回に分割）
(誠和福祉高等学校)
- ・ LPガスの単価契約において、予定価格調書を作成していなかった。
(行田特別支援学校)

ウ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果(件数)			25年度末 未措置(件数)	26年度 措置状況(件数)	備考
	指摘	注意	計			
26年度	2	17	19	-	14(指摘1、 注意13)	未措置5件
25年度	16	23	39	7(指摘3、 注意4)	7(指摘3、 注意4)	全て措置済み
24年度	28	37	65	0	0	〃
23年度	4	28	32	0	0	〃

エ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
福祉部 総合リハビリテーションセンター	<p>平成24年度の「埼玉県総合リハビリテーションセンター洗濯リネン管理等業務委託」(36,155,700円)の一般競争入札について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 最低の価格で入札した者の入札額があまりにも低額であったため落札とせず、その者を含め再度入札を実施したこと。</p> <p>2 不適切な再度入札の結果、落札者がいないことを理由に随意契約により契約の相手方を決定したこと。</p> <p>(平成26年3月4日・第2573号)</p>	<p>監査の結果を職員に周知するとともに、再発防止のため、出納総務課作成の「契約チェックシート」を参考に「入札事務チェックシート」を作成し、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を図った。</p> <p>また、入札・契約事務に関する財務研修を実施するとともに、部内の財務研修会へ職員を参加させ、財務事務の適正処理の徹底を図った。</p> <p>(平成26年7月4日・第2608号)</p>
県土整備部 本庄県土整備事務所	<p>平成24年度の「川の再生県民運動推進工事(表示ボード製作)」(331,800円)について、写真パネルのスタンドを業者に特注で製作させ、過大な支出を発生させたのは不適切であった。</p> <p>(平成26年7月4日・第2608号)</p>	<p>製作した表示ボードについては、平成26年4月1日、埼玉県財務規則第170条の2に基づく物品の分類替を行い備品出納簿へ記入した。その後、主務課へ保管転換し、県土整備部全体で利活用を図っている。</p> <p>今後、同様の事案が発生することのないよう、職員全体会議等を通じて適正な事務処理について繰り返し周知している。</p> <p>また、出納総務課職員を講師として、適</p>

		<p>正な財務事務のための職場研修を行うこととした。</p> <p>(平成26年10月3日・第2634号)</p>
<p>企画財政部 情報システム課</p>	<p>平成20年度、平成21年度及び平成22年度の「職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に関する契約」について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 修繕業務の再委託について、次の点が不適切であった。</p> <p>(1)平成20年度契約では、再委託を認めているが、契約の相手方からの報告、県が承認した記録が確認できない。</p> <p>(2)平成21年度契約では、契約書に再委託に関する規定がないにもかかわらず再委託が行われていた。</p> <p>(3)平成22年度契約では、契約書に再委託に関する規定があるが、契約の相手方の申請と異なる内容で承認していた。</p> <p>2 県が修繕費用を負担するにあたって、契約の相手方ではなく、障害時対応窓口業者が使用課所に修繕費用を請求し、使用課所が支払うこととしていた。</p> <p>3 契約担当課は、県が修繕費用を負担する場合において、契約の相手方と協議せず使用課所の負担で修理を行うという取扱いにより、修繕費用が1台あたりの契約額を超えるような過大な支出を生じさせた。</p> <p>(平成26年7月4日・第2608号)</p>	<p>1 平成20年度契約は、契約期間が満了しているため、新たな承認手続きはできなかった。平成21、22年度契約は、平成26年4月1日付けで改めて再委託の承認をした。</p> <p>2 平成26年度契約から、再委託の承諾を受けた者が修繕費用を請求できることを明記した。</p> <p>3 平成26年度契約から、県が修繕費用を負担する場合について情報システム課が受注者と協議することとした。また、機器に動産総合保険を付保することを契約内容に加え、機器の取得金額まで保険の適用範囲とすることにより、県費負担の軽減に努めることとした。</p> <p>(平成26年12月12日・第2654号)</p>

(イ) 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
教育局 春日部工業高等学校	平成 24 年度の生徒用机・いすについて、3 回に分割して、それぞれ 99,855 円(総額 299,565 円)で同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。 (平成 26 年 3 月 4 日・第 2573 号)	再発防止のため、全教職員に対して監査結果を周知するとともに、効率的かつ計画的な予算執行について周知徹底を図った。 なお、生徒用机・いすについて、平成 25 年度は、学校全体での必要数を把握した上で、電子入札(オープンカウンタ方式)により購入し、平成 26 年度以降は、財務課で実施している一括購入において、購入することとした。 (平成 26 年 7 月 4 日・第 2608 号)
企業局 地域整備課	平成 25 年度の「地域整備事業予備調査業務委託(6,196,050 円)については、業務内容の変更を受注者と協議したが、その内容を変更契約書の特記仕様書に正確に記載しないまま、事務手続きを進めたことは不適切であった。 (平成 26 年 10 月 3 日・第 2634 号)	再発防止や財務事務の適正かつ迅速な執行のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務における注意点について再確認を行った。 また、監査結果を踏まえ、これまでの財務に関するチェックシートに確認項目を追加するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。 (平成 26 年 12 月 12 日・第 2654 号)
警察本部 施設課	平成 25 年度の「高速走行抑止システムの修繕」(1,071,000 円)について、契約書に修繕の具体的な内容を示さず、必要な記載内容が欠落したまま契約を締結したことは不適切であった。 (平成 26 年 10 月 3 日・第 2634 号)	再発防止のため、契約書の作成に当たっては、具体的な業務内容を示す書類の不備がないよう、複数の職員による確認を徹底した。 (平成 26 年 12 月 12 日・第 2654 号)

(2) 特定事務監査(テーマ監査)

ア テーマ 1「リース契約の活用とその運用について」

(ア) 監査の視点

情報機器のリース契約について、次の各事項が適正に行われているか。

- ・調達事務に関する事項
- ・契約事務に関する事項
- ・管理・運用に関する事項

(イ) 委員監査の対象機関

2 課

(ウ) 委員監査実施日

平成 27 年 1 月 15 日

(エ) 意見

【背景及び目的】

県では、平成 17 年に制定した「埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下「条例」という。)に基づき、平成 18 年度から情報機器や高額な機械などの調達に、長期継続契約による賃貸借契約(以下「リース契約」という。)を活用している。

リース契約の導入後、平成 25 年度に係るパソコン賃貸借契約の執行に不適正な事務処理があったため、今回、情報機器にかかるリース契約の調達、契約、管理・運用について監査を実施した。

【監査により確認した事項】

1 調達事務に関する事項

監査対象とした機器賃貸借契約の大半は、本来別の業務である機器の保守を含めた契約をしているが、機器賃貸借、運用管理、修繕を一括契約しているものも確認された。契約方法の選択に際し、経済性、効率性などのメリットを総合的に検討したのか確認できなかった。

2 契約事務に関する事項

職員用パソコンの賃貸借契約については標準契約書がないため、修繕費用の負担や再委託の禁止条項、契約解除に伴う違約金の記載などで不統一が見られた。

3 管理・運用に関する事項

職員用パソコンの障害事故については、使用者の不注意が原因で、県が修繕費用を過大に負担した事例も確認されている。

【監査結果に添える意見】

(調達方法)

1 今後の情報システム機器の調達においては、機器賃貸借、運用管理、修繕を一括契約にするのか分割契約にするのか幅広く検討することとし、契約者の選定においても、競争入札だけでなく、プロポーザル方式など様々な契約方式も視野に入れること。

(契約方法)

2 職員用パソコン賃貸借標準契約書については、情報システム課が契約局や会計管理者と協力して作成し、契約内容の統一性を確保すること。

3 リース契約に係る業務については、実施する業者の責任と役割を明確にするため、三者契約(県と機器賃貸借、運用管理、修繕などの複数の業者との契約)の締結、再委託(機器賃貸借業者が個別業務を別業者に再委託)の方法を確立すること。

(使用責任)

4 職員用パソコンの使用については、明確な使用ルールを定め使用者の管理責任を徹底し、一層の事故防止に努めること。

(企画財政部、総務部、会計管理者、教育局)

イ テーマ2「外国人来県者のための情報提供について」

(ア) 監査の視点

- 外国人来県者に対する次の各事項の状況
- ・提供している情報

- ・利用者が必要とする情報
- ・効果的な情報提供

(イ) 委員監査の対象機関

4 課

(ウ) 委員監査実施日

平成 27 年 1 月 15 日

(エ) 意見

【背景及び目的】

訪日外国人旅行者は平成 25 年に 1,036 万人、同年の埼玉県への訪問率は 1.6% であり、推計で 16 万 5 千人の外国人旅行者が埼玉県を訪れている。また、この訪問率 1.6% は、全都道府県の順位で第 21 位と低調である。

県は埼玉県観光づくり推進条例に基づき観光づくり基本計画を策定し、外国からの来訪を促進するため受入体制の整備その他の必要な施策を講じている。

さらに、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を迎え、本県にも多くの外国人が来県されることが予想されるため、県の魅力を海外へ発信する絶好の機会であると捉え、外国人来県者の拡大を図る様々な取組を進めている。

今回、県の行う外国人来県者のための情報提供の取組について、提供している情報、利用者が必要とする情報及び効果的な情報提供の 3 つの視点で監査を実施した。

【監査により確認した事項】

1 提供している情報

外国人からの要望が多い無料公衆無線 LAN (Wi-Fi 環境) の整備について、長瀬町への整備を支援した。整備場所をさらに拡大するためには、設置者の経費負担が課題となっている。

2 利用者が必要とする情報

食材制限のある外国人来県者への対応に関しては、ムスリム (イスラム教を信仰する人) 観光客に対応するために観光事業者等を対象としたセミナーを開催しているが、ベジタリアンの人々が利用できる県内の飲食店の状況は把握していない。

3 効果的な情報提供

ア 外国語での正確な情報提供に関しては、英語などは国際課が確認しているが、国際課で対応できない言語の翻訳は委託業者へ依頼しており、県ではその翻訳内容を確認することができない状況であることがうかがわれた。

イ 外国人来県者の誘客推進担当組織は、全国 47 都道府県のうち専属担当組織があるのは 35 都道府県であるが、埼玉県には専属担当組織がない状況である。

【監査結果に添える意見】

これまでの取組が十分効果を発揮できるよう、外国人来県者誘客の数値目標を定めた誘致戦略、本県独自の観光資源を活用したブランド戦略を確立するとともに、特に以下の取組を加速化させることを提案する。

1 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi 環境) の整備

川越及び秩父など県内の代表的観光地、盆栽村、鉄道博物館などの観光施設及び

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などの会場となる県有施設については、地元市町や民間通信事業者等と連携し無料公衆無線LAN(Wi-Fi環境)の整備を速やかに進めること。

なお、国が進める「無料Wi-Fi環境の整備」の動向を注視し、施設設置者の負担となる施設整備費やランニングコストに配慮しながら推進すること。

2 食材制限のある外国人来県者への対応

ムスリムやベジタリアンなど食材制限のある外国人来県者に対応するため、飲食施設における料理内容や食材について、お客様と指差しで会話できる「指さしコミュニケーションシート」の普及や料理のメニューに写真・絵文字を掲載するなどの取組を推進すること。

3 外国語での正確な情報提供

独自に翻訳し外国語(英語、中国語、ハングル)で提供している情報は県職員が確認をしているが、その他の言語や今後増えるであろう外国語での情報提供についてもボランティアの活用などにより、引き続き翻訳の正確性を確保できる体制の整備に努めること。

4 県庁内の体制整備

観光課に外国人来県者誘客推進の専属担当組織の設置を検討するとともに、外国人来県者に関与する課所は、外国語で対応できる職員の配置や担当職員の英語力向上に努めること。

(企画財政部、教育局)

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体11団体、指定管理者11団体21施設及び補助金等交付団体20団体、計52箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 注意

(平成27年7月3日公表)

- 平成24年度決算書の訂正を理事長の決裁を経ずに行っていた。

(埼玉県消防協会)

(4) 決算審査

平成25年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成25年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成26年8月5日～平成26年9月12日

(イ) 審査意見

- ・決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。
- ・予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

- ・県税は、納税率が5年連続で全国最下位となっており、平成27年度の特別徴収の一斉指定に向けた準備を進めることと合わせ、更なる納税率の改善に努める必要がある。
- ・県税の収入未済は、過去3年間で81億余円を圧縮したが、依然として283億余円が収入未済となっており、引き続きその解消に努められたい。
- ・県税以外の収入未済は、平成26年4月に施行された債権管理条例の適切な運用により、その解消に尽力されたい。
- ・県債は、将来負担を踏まえた適正な残高管理に努める必要がある。
- ・県民生活に密着した施策を着実に推進するためには、新たな発想や視点から、県の行財政基盤を一層強化する必要がある。
- ・平成26年度にスタートした「埼玉県行財政戦略プログラム」を着実に推進し、目標の達成を図られたい。
- ・平成25年度に創設した「産業振興・雇用機会創出基金」は、基金の特性を生かし、その有効な活用を図られたい。

イ 平成25年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

平成26年8月5日～平成26年9月12日

（イ）審査意見

決算書決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【各会計共通（留意事項）】

公営企業の経営状況を的確に把握するなどの観点から地方公営企業の会計制度の見直しが行われ、平成26年度の事業年度から新たな会計基準を適用することとされている。

この見直しは、借入資本金の負債計上やみなし償却制度の廃止、減損会計の導入など、決算に多大な影響が見込まれるので、遺漏なく対応する必要がある。

【病院事業会計（改善を要する事項）】

- 1 がんセンター新病院の開院に伴う新病院への患者、医療機器及び医療情報システム等の移転費用が医業費用に計上され、経常損失の一因となっている。

病院局では、この移転は最新の医療を提供するために必要な費用であると考えて医業費用に計上するとともに、決算書類の末尾にその旨を注記として記載している。

しかし、本来、医業費用には経常的な活動から発生したものを計上し、新病院の整備に伴う移転費用など経常的に発生しないもので金額規模も大きいものは、年度間の比較可能性の確保という観点から、経常損益ではなく特別損失に計上することが望ましい。

- 2 がんセンター伊奈公舎を解体しその跡地に駐車場等を整備しているが、公舎の解体に係る一連の工事費を含め駐車場等の固定資産の取得価額としている。

病院局では、公舎の解体は敷地を駐車場として活用するため実施したものであり、解体と駐車場等整備工事を一括して行ったため、一体のものと考え工事費を全て整備した資産の取得価額としたものである。

しかし、解体に係る工事費については、資産の価値を高めるものではなく資産の取得価額を構成するものではないため、費用処理すべきである。

(5) 健全化判断比率等審査

平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成26年8月5日～平成26年9月12日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	3.75%未満
連結実質赤字比率	-	-	8.75%未満
実質公債費比率	12.7%	13.1%	25%未満
将来負担比率	213.0%	222.6%	400%未満

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は - (マイナス) であり、赤字は生じていない。
- ・実質公債費比率の全国平均は、13.5% (埼玉県は比率が低い順で全国9位)
- ・将来負担比率の全国平均は、200.7% (埼玉県は比率が低い順で全国28位)

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると減少している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

健全化判断比率

- ・実質赤字比率 : 一般会計等が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・連結実質赤字比率 : すべての会計の赤字額や黒字額 (上水道などの公営企業の損益) を合算した合計が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・実質公債費比率 : 地方債の元利償還金 (上水道などの公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計の繰出も合算) の合計と標準財政規模との割合
- ・将来負担比率 : 一般会計等の地方債残高や県が将来支払う可能性のある一般財源の負担額と標準財政規模との割合

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成26年8月5日～平成26年9月12日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	平成25年度	平成24年度
病院事業会計	-	-
工業用水道事業会計	-	-
水道用水供給事業会計	-	-
地域整備事業会計	-	-
流域下水道事業会計	-	-

・上記5会計はすべて資金余剰となっており、資金不足は生じていない。

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

平成 2 6 年度に監査結果を公表した住民監査請求は、次の 1 件です。

ア 平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費に関する件

請求の要旨

知事が民主党・無所属の会及び刷新の会に交付した平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費について、条例等の定めを逸脱し、違法・不適切な支出があるので当該金額の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

監査結果の概要

平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度の県政調査費の支出については、財務会計上の行為があった日又は終わった日から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。また、一年を経過した正当な理由があると認められない。よって、これらに係る請求は、住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

平成 2 5 年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資 料 編

平成 2 6 年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成 2 2 年度	5 8 8	3 2 0	2 6 8	5 4
平成 2 3 年度	5 8 2	2 8 7	2 9 5	4 9
平成 2 4 年度	5 8 3	2 8 1	3 0 2	4 8
平成 2 5 年度	5 7 9	2 8 9	2 9 0	5 0
平成 2 6 年度	5 7 7	2 9 3	2 8 4	5 1

(2) 監査の結果等

ア 平成26年度第1回提出(平成26年 9月22日)

公表(平成26年10月 3日)

(ア) 監査の対象機関 188機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、国際スポーツ課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審

	査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成26年4月21日～平成26年8月8日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	統計課	平成25年度の「工業統計調査の関係用品受入れ、保管、仕分、梱包及び配送業務委託」(436,380円)における一部業務の再委託について、書面によらず承諾していたことは不適切であった。
県民生活部	広聴広報課	平成25年度の「県庁オープンデー会場設営・撤去等業務委託」(2,037,000円)について、委託業務内容を変更し支払いを行っているが、変更協議の内容を文書として記録することなく、事務手続きを進めたことは

		不適切であった。
福祉部	障害者福祉推進課	<p>平成 25 年度の「伊豆潮風館の産業廃棄物である物品の処分」(26,775 円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物の処分については、書面による契約が必要であるが、契約書を作成していなかった。 2 排出事業者は、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付する必要があるが、交付していなかったため、産業廃棄物が適法に処分されたか確認できないまま支出していた。
企業局	地域整備課	平成 25 年度の「地域整備事業予備調査業務委託」(6,196,050 円)については、業務内容の変更を受注者と協議したが、その内容を変更契約書の特記仕様書に正確に記載しないまま、事務手続きを進めたことは不適切であった。
警察本部	施設課	平成 25 年度の「高速走行抑止システムの修繕」(1,071,000 円)について、契約書に修繕の具体的な内容を示さず、必要な記載内容が欠落したまま契約を締結したことは不適切であった。

c 監査結果に関する報告に添える意見

機関・職制名		監査の結果
教育局	生涯学習文化財課	<p>教育局生涯学習文化財課が所管する「埼玉県芸術文化祭実行委員会」は、県補助金のほか企業協賛金、寄付金を受け、埼玉県美術展覧会や地域文化事業、芸術文化ふれあい事業、民俗芸能公開事業、芸術文化ふれあい交流フェアなどの事業を実施している。</p> <p>また、埼玉県美術展覧会を実施するため、この実行委員会の中に「埼玉県美術展覧会運営委員会」という別の実行委員会を設置して会計処理を行っている。</p> <p>このような会計処理については、以下の点に留意し、引き続き改善に努める必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業運営、予算執行の効率性 <ul style="list-style-type: none"> 支出の財源として県補助金を優先的に充当しているため、前年度からの繰越金、企業協賛金等が余剰となり、決算で翌年度繰越金として処理されている。 実行委員会方式のメリットを生かし、前年度繰越金や企業協賛金などの財源を有効に活用し、県補助金を極力削減できるよう効率的な事業運営、予算執

		<p>行を行うこと。</p> <p>2 繰越金の縮減 多額の繰越金が発生しないよう、事業規模に応じた予算を算定し事業運営すること。</p> <p>3 会計の透明性 県の補助金が「埼玉県芸術文化祭実行委員会」の会計を通して「埼玉県美術展覧会運営委員会」に県負担金として支出されている。このような会計の二重構造を改め、それぞれ独立した会計処理を行い透明性を高めること。</p>
--	--	--

イ 平成26年度第2回提出(平成26年12月 2日)

公表(平成26年12月12日)

(ア) 監査の対象機関 62機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南部地域振興センター、東部地域振興センター
総務部	飯能県税事務所、秩父県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
福祉部	秩父福祉事務所、中央児童相談所、川越児童相談所
保健医療部	秩父保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	秩父高原牧場
県土整備部	本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	地域整備事務所、新三郷浄水場
病院局	がんセンター
下水道局	荒川右岸下水道事務所
教育局	南部教育事務所、自然の博物館、大滝げんきプラザ、朝霞高等学校、岩槻北陵高等学校、小鹿野高等学校、川口東高等学校、川越初雁高等学校、幸手桜高等学校、狭山工業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、日高高等学校、深谷第一高等学校、本庄高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、吉川美南高等学校、和光高等学校、浦和特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校
警察本部	新座警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、杉戸警察署

(イ) 監査実施日

平成26年8月18日～平成26年10月31日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項
該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	地域整備事務所	平成 25 年度の幸手中央地区産業団地整備事業における予算執行のうち「電気通信線路移設補償契約」2 件（1,205,100 円及び 69,230,800 円）について、完了の確認を完成の通知を受けた日から 10 日以内に行わなければならないところ、10 日を超えた日に行ったことは不適切であった。
教育局	和光高等学校	平成 25 年度の業務用クリーナー（57,120 円）拡声器（59,850 円）について、近接した期日で、それぞれ 2 回に分割して、同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。

ウ 平成26年度第3回提出(平成27年 2月19日)

公表(平成27年 2月27日)

(ア) 定期監査分

a 監査の対象機関 180機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、東松山県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、本庄保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、病虫害防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、行田県土整備事務所
都市整備部	大宮公園事務所

企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、朝霞西高等学校、伊奈学園総合高等学校、人間向陽高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和西高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、熊谷女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、志木高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、深谷高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、川口特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、本庄特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、東入間警察署、所沢警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、越谷警察署、幸手警察署、吉川警察署

b 監査実施日

平成26年10月31日～平成26年12月26日

(イ) 監査の結果

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
警察本部	幸手警察署	平成 24 年度及び平成 25 年度（上半期）の幸手警察署幸手東交番敷地の賃借について、土地賃貸借契約書を作成せずに賃料を支出していたことは不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	自動車税事務所	平成 25 年度の「ハガキ印刷代」(37,170 円)について、相手から請求された日から 15 日以内に支払わなければならないところ、91 日間超過したことは不適切であった。
農林部	川越農林振興センター	平成 25 年度の「西名栗線森林管理道開設工事」(12,883,500 円)及び「川角ほか里山・平地林再生工事」(3,470,250 円)について、当初契約に追加工事の必要が生じ、その額が当初契約の請負額の 3 割を超えたため別途契約とした。当初工事と一体不可分の理由で当初請負業者と随意契約を締結したことは、不適切であり、その結果として、変更契約であれば使用する請負率で調整した場合の工事費と比べ過大な契約額となった。
農林部	加須農林振興センター	平成 26 年度の加須農林振興センター「避難口誘導灯交換工事」(81,378 円)について、契約内容の一部である消防法に基づく届出の履行確認前に支出していたことは不適切であった。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 26 年 3 月に行った公益財団法人埼玉県公園緑地協会に対する行政財産使用許可に基づく使用料(5,209,596 円)について、平成 26 年 11 月まで調定、収納手続きが遅れたことは不適切であった。
企業局	吉見浄水場	平成 25 年度の吉見浄水場における「薬注・沈でんろ過池等電気計装設備点検業務委託」(5,722,500 円)及び「非常用発電機設備点検業務委託」(1,239,000 円)について、一部の業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。
警察本部	東松山警察署	平成 25 年度の「東松山警察署空調設備保守業務」(945,000 円)について、一部業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。

工 平成26年度第4回提出(平成27年 6月23日)

公表(平成27年 7月 3日)

(ア) 定期監査分

a 監査の対象機関 147機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
保健医療部	草加保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門学校、川越高等技術専門学校
農林部	大里農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、農林総合研究センター茶業研究所
県土整備部	飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
教育局	西部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、浦和図書館、熊谷図書館、文書館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、浦和工業高等学校、浦和商業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加西高等学校、草加南高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、深谷商業高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、

	上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、大宮警察署、大宮東警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、狭山警察署、飯能警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、久喜警察署

b 監査実施日

平成27年1月7日～平成27年2月19日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	飯能高等学校	<p>平成25年度の「産業廃棄物(廃プラスチック)処理(収集運搬及び処分)委託」(220,500円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理の委託においては、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面による契約が必要であるが、法令に違反し収集運搬業者のみと処分を含めて委託契約を締結し、当該収集運搬業者が処分を再委託していた。 上記1を是正するため、契約を一旦解除したが、収集運搬業者から処分業者へ再委託できないにもかかわらず、書面での承諾手続を経れば再委託が可能であるとして、再度当該収集運搬業者と契約を締結し、処分業務を再委託していた。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	草加保健所	平成25年8月に締結した「エアコン交換修繕」(997,500円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取し、そのまま正規の見積書として契約を締結し

		ていたことは、不適切であった。
農林部	農林総合研究センター茶業研究所	平成 25 年度の「産業廃棄物収集・運搬委託」(42,000 円)及び「産業廃棄物処理委託」(63,000 円)について、次の点で不適切であった。 1 契約に当たっては、契約相手方それぞれから見積書を徴さなければならないが、収集運搬業者からのみ徴し、処分業者から徴していなかった。 2 両契約とも検査調書を作成する必要があるにもかかわらず、作成していなかった。
教育局	誠和福祉高等学校	平成 25 年度のデジタルカメラ等(117,330 円)、ノートパソコン等(81,378 円)の調達において、近接した期日に、同一業者に 3 回ないし 4 回に分割して、それぞれ購入していた。分割せずに購入していれば、金額合計が 10 万円を超えているにもかかわらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	行田特別支援学校	平成 26 年度の「L P ガスの単価契約」について、執行予定価格が 50 万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは、不適切であった。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人(出資団体)、公の施設の管理を委託している団体(指定管理者)及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか

監査実施団体	平成 26 年度
出資団体	1 1
補助金等交付団体	2 0
指定管理者 (施設数)	2 1 (26 施設)
監査実施団体 計	4 2 (5 団体重複)
監査実施箇所 計	5 2

ア 監査結果

(ア) 注意

(平成27年 7月 3日公表)

- ・ 平成24年度決算書の訂正を理事長の決裁を経ずに行っていた。

(埼玉県消防協会)

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成22年度以降分）

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成22年度	4	-	4	-	-	
平成23年度	6	-	(*1) 6	-	-	(*1)一部却下 2
平成24年度	2	-	1	1	-	
平成25年度	1	-	1	-	-	
平成26年度	3	-	(*2) 1			(*2)一部却下 1 監査中 2

(2) 請求事案及び結果（平成22年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
22. 9. 3	旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関する件	22.10.22 棄却	
22.10. 8	自由民主党議員団に対して交付した平成21年度県政調査費の交通費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	
22.10. 8	県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾及び貫徹の会に対して交付した平成21年度県政調査費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	
22.11.29	再生砕石撤去工事説明会会場費の件	23.1.21 棄却	
23. 4. 4	平成21年度県政調査費に関する件	23.5.27 棄却 (一部却下)	
23. 5.19	旧浦和青年の家跡地における再生	23.7.12 棄却	

	砕石撤去工事に関する件		
23. 6. 7	旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事に関する件	23.8. 2 棄却	
23.11.25	日赤埼玉県支部跡地売却に関する件	24.1.24 棄却 (一部却下)	
23.11.28	平成 2 2 年度県政調査費に係る支出の件	24.1.24 棄却	
24. 1.30	国道 2 5 4 号バイパス(志木市地内のモデル工事)に関する件	24.3.21 棄却	
24. 6. 5	準学校法人川越専門学校への私立学校運営費補助金に関する件	24.6.18 却下	
24. 6. 5	NPO法人ほっとポットへのホームレス自立支援団体活動費補助金の件	24.7.31 棄却	
25. 9.25	平和資料館リニューアル工事の入札に関する件	25.11.19 棄却	
27. 1.26	平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27.3.24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 5	平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27.4.24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 6	平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27.4.24 棄却 (一部却下)	

平成 2 6 年度
事 務 概 要
平成 2 7 年 8 月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒 3 3 0 - 9 3 0 1

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 6 5 1 3

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 9 4 0

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp